

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）	1
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	36
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）	38
○ 母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）（抄）	40
○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）	41
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）（抄）	43
○ 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）	44
○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）	45
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）	46
○ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）（抄）	48
○ 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）（抄）	50
○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）	51
○ 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百号）（抄）	53

改正案	現行
<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の二第二項の政令で定める児童等は、同項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病（同条第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。第二十二條第一項第二号ロにおいて同じ。）にかかつている児童等（法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。ただし、児童以外の満二十歳に満たない者については、満十八歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九條の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。第二十二條第一項において同じ。）を受けているものに限る。）とする。</p>	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六条の三第一項の政令で定める措置は、法第二十七條第一項第三号に掲げる措置のうち児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。</p>
<p>② （略）</p>	<p>② （略）</p>
<p>第一条の三 （略）</p>	<p>第一条の二 （略）</p>
<p>第二十二條 法第十九條の二第二項第一号の政令で定める額（次項にお</p>	

いて「小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる医療費支給認定保護者（法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第七号までに掲げる者以外の者 一万五千元

二 次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。） 一万円

イ 医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下この条において同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）及び当該小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費支給認定基準世帯員」という。）についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十五万円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。）について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として

厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「高額治療継続者」という。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病による身体の状況若しくは当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「療養負担過重患者」という。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

三 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万千円未満（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者である場合にあつては、二十五万千円未満）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号から第七号までに掲げる者を除く。） 五千円

四 次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。） 二千五百円

イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度

（分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。）又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者であつて、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が七万千円未満である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

五 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十五条の十三第一項第三号及

び第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）、当該指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計金額が七十万円に満たないときは、七十万円」とあるのは「八十万円」として同項の規定を適用して算定した額）をいい、当該額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号及び第七号に掲げる者を除く。） 千二百五十円

六 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができなない装置を装着していることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 五百円

七 次のイ又はロに掲げる者 零

イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月に

において、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

ロ イに掲げる者のほか、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならぬことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者

② 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額に医療費支給認定保護者按分率（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除いて得た率をいう。）を乗じて得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

一 前項各号に掲げる医療費支給認定保護者の区分に応じ、当該各号

に定める額

二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項各号に掲げる支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者の区分に応じ、当該各号に定める額

第二十二條の二 法第十九條の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者が法第十九條の三第一項又は第十九條の五第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。

第二十二條の三 法第十九條の七、第二十一條の五の三十及び第二十四條の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの條の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	受けることができる給付
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	

<p>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償</p> <p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付</p> <p>船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償</p> <p>災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）</p> <p>消防組織法（昭和二十二年法律第百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第百三十五号）の規定による療養補償に限る。）</p> <p>消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）</p> <p>水防法（昭和二十四年法律第百九</p>

<p>十三号)の規定による損害の補償 (非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。)</p>	<p>国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による療養補償</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の規定による療養給付</p>	<p>海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の規定による療養給付</p>	<p>自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の規定による損害の補償(自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)の規定による療養補償に限る。)</p>	<p>証人等の被害についての給付に関する法律(昭和三十三年法律第九号)の規定による療養給付</p>	<p>国家公務員共済組合法(昭和三十</p>
---	---	---	---	---	---	------------------------

<p>三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費</p>	<p>国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費</p>	<p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p>	<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療</p>
--	---	---	--

養費、訪問看護療養費、移送費、 家族療養費、家族訪問看護療養費 、家族移送費及び高額療養費 地方公務員災害補償法（昭和四十 二年法律第二百一十一号）の規定に よる療養補償 武力攻撃事態等における国民の保 護のための措置に関する法律（平 成十六年法律第百十二号）の規定 による損害の補償（非常勤消防団 員等に係る損害補償の基準を定め る政令の規定による療養補償に相 当するもの又は災害救助法施行令 の規定による療養扶助金に相当す るものに限る。） 新型インフルエンザ等対策特別措 置法（平成二十四年法律第三十一 号）の規定による損害の補償（災 害救助法施行令の規定による療養 扶助金に相当するものに限る。）	
---	--

第二十二條の四 法第十九條の九第一項の病院又は診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八十八條第一項に規定する指定訪問看護事業者とする。

第二十二條の五 法第十九條の九第二項第二号の政令で定める法律は、

次のとおりとする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
- 三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
- 四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）
- 七 生活保護法
- 八 社会福祉法
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
- 十 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）
- 十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）
- 十二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
- 十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 十五 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
- 十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
- 十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）
- 十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 十九 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律

第八十五号)

二十 難病の患者に対する医療等に関する法律

第二十二條の六 法第十九條の九第二項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 労働基準法第一百七條、第一百八條第一項（同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。）、第一百九條（同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。）及び第二百十條（同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百十一條の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四條（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定

第二十二條の七 法第十九條の十第二項の規定により健康保険法第六十八條第二項の規定を準用する場合には、同項中「保険医療機関（第六十五條第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十九條の十第一項」と、「同條第一項」とあるのは「同法第十九條の九第一項」と読み替えるものとする。

第二十二條の八 法第十九條の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 第二十二條の五各号に掲げる法律

第二十二條の九 法第十九條の二十第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

第二十二條の十 法第二十一條の二の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九條の十二	診療方針	診療方針及び診療報酬
第十九條の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬
第十九條の二十第三項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	診療報酬
	第十九條の三十項	第二十一條の二において読み替えて準用する第十九條の十二

第二十二條 法第二十一條の三第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。

(削る)

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規

第二十三条の二 法第二十一条の五の政令で定める者は、児童以外の満二十歳に満たない者であつて、満十八歳に達する日前から引き続き次項第一号に掲げる医療の給付又は同項第二号に掲げる医療に要する費用の支給を受けているものとする。

② 法第二十一条の五の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 法第二十一条の五の規定により厚生労働大臣が定める程度の状態の慢性疾患の治療方法に関する研究その他必要な研究に資する医療の給付

二 前号の医療の給付が困難であると認められる場合に、これに代えて行う当該医療に要する費用の支給

第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一

定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 四千六百元

三 小学校就学前児童(通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「就学前保育等推進法」という。)第七条第一項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。)が二人以上いる通所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ・ロ (略)

四 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。))が特定支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七條第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。))である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支

項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。))の額(同法附則第五條の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。))を合算した額が二十八万円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。) 四千六百元

三 小学校就学前児童(通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「就学前保育等推進法」という。)第七条第一項に規定する認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。)が二人以上いる通所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ・ロ (略)

四 市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五條第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。))が特定支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七條第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。))である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が指定通所支援のあ

援のあつた月が四月から六月までの場合に於ては、前年度）分の
地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によ
つて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ニ及び第二十七条
の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定め
るところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当
該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者
を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第
二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及
び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援
のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者
であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通
所給付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付
決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める
額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号
に定める額とする。

- 一 (略)
 - 二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからニま
でに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからニま
でに定める額
- イハ (略)
- ニ 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給

つた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月まで
の場合に於ては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税
（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十
五条の二第二号ニ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課
されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を
免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において
同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当
該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同
じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一
の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者（生
活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定す
る被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（生活保護法第
六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であ
つて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給
付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付
決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める
額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号
に定める額とする。

- 一 (略)
 - 二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからニま
でに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからニま
でに定める額
- イハ (略)
- ニ 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給

付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。

（又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。

（又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

一〇四 (略)

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②⑥ (略)

第二十五条の七 指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三に

一〇四 (略)

五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②⑥ (略)

第二十五条の七 法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条

規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）
指定障害児入所施設（法第二十四条の二第二項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。）に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
- 二 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の

の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法
- 五 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
- 七 介護保険法
- 八 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
- 九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第

十六第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士法
- 二 第二十二條の五各号(第十四号、第十五号及び第十七号を除く。)
に掲げる法律

第二十五條の八 法第二十一條の五の十五第二項第五号の二(法第二十一條の五の十六第四項、第二十四條の九第二項(法第二十四條の十第四項において準用する場合を含む。))及び第二十四條の二十八第二項(法第二十四條の二十九第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の政令で定める法律の規定は、第二十二條の六各号に掲げる規定とする。

(削る)

五号(法第二十一條の五の十六第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)
- 二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)
- 三 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)
- 四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)
- 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)
- 六 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)
- 七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

第二十五條の八 法第二十一條の五の十五第二項第五号の二(法第二十一條の五の十六第四項、第二十四條の九第二項及び第二十四條の二十八第二項において準用する場合を含む。)の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第一百七七條、第一百八條第一項(同法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。)、第一百十九條(同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。))及び第二百十條(同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百十一條の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和三十五年法律第八十八号)第四十四條(

(削る)

(削る)

第二十五条の十一 法第二十一条の五の二十一第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の二十一第一項	指定障害児通所支援事業者であつた者等	指定発達支援医療機関の設置者であつた者等
	指定通所支援の事業	指定発達支援医療機関の運営

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 二 精神保健福祉法
- 三 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 四 第二十二条の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律

第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第二十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

第二十五条の十一 法第二十一条の五の二十一第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の二十一第一項	指定障害児通所支援事業者であつた者等	指定医療機関の設置者であつた者等
	指定通所支援の事業	指定医療機関の運営

第二十五条の十二 指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法

② 指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 第二十二条の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）に掲げる法律
- 三 前項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一・二 （略）
- 三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月

- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉法
- 十 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）
- 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

② 前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 七 薬剤師法
- 八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一・二 （略）
- 三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月

の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）
一万五千元

② (略)

四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の十四 法第二十一条の五の二十九の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二十第	小児慢性特定疾病医療	肢体不自由児通所医

の属する年の前年（指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第二十七条の十三第一項第三号において同じ。）
、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。）
一万五千元

② (略)

四 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定通所支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の十四 法第二十一条の五の三十の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険	受けることができる給付
--------------------------------	-------------

第二十一条	第十九条の二十第三項から第五項まで	療費	療費
前条第二項の医療	小児慢性特定疾病医療費	第二十一条の五の二十九の規定において準用する第十九条の十二	第二十一条の五の二十九の規定において準用する第十九条の十二
	肢体不自由児通所医療費		

外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	労働基準法（他の法律において例による場合を含む。）の規定による療養補償	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付	船員法（昭和二十二年法律第百号）の規定による療養補償	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害
---	---	-------------------------------------	--	----------------------------	---	--------------------------------

<p>の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）</p>	<p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）</p>	<p>水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）</p>	<p>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による療養補償</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付</p>	<p>海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定によ</p>
---	--	--	---	---	--

<p>る療養給付</p>	<p>証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）の規定による療養給付</p>	<p>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費</p>	<p>国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費</p>	<p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p>	<p>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食</p>
--------------	---	---	--	---	---

<p>事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費</p> <p>、家族移送費及び高額療養費</p> <p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定による療養補償</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）の規定による医療の給付及び一般疾病医療費</p>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）</p>

第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二（略）

三 市町村民税世帯非課税者（入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（入所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合において当該入所給付決定保護者をいう。第二十七条の十三第一項において同じ。）又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

第二十七条の十一 指定障害児入所施設（障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものを除く。）に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号ま

第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二（略）

三 市町村民税世帯非課税者（入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（入所給付決定保護者である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定入所支援のあつた月の属する年度（指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合において当該入所給付決定保護者をいう。第二十七条の十三第一項において同じ。）又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

第二十七条の十一 指定障害児入所施設に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法

で、第十六号及び第十八号に掲げる法律

二 第二十五条の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

② 指定障害児入所施設のうち障害児入所医療を提供するものに係る法律第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 第二十二号の五各号（第十四号、第十五号及び第十七号を除く。）

）に掲げる法律

三 第二十五条の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

三 生活保護法

四 社会福祉法

五 知的障害者福祉法

六 老人福祉法

七 社会福祉士及び介護福祉士法

八 介護保険法

九 精神保健福祉士法

十 発達障害者支援法

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

② 前項に掲げるもののほか、指定障害児入所施設のうち障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものに係る法律第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法

二 医師法

三 歯科医師法

四 保健師助産師看護師法

五 医療法

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

七 薬剤師法

八 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

第二十七条の十三 法第二十四条の二十第二項第一号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「障害児入所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

② (略)

第二十七条の十四 法第二十四条の二十一の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条の二十第一項	小児慢性特定疾病医療費	障害児入所医療費
第十九条の二十第二項から第五項まで	小児慢性特定疾病医療費	障害児入所医療費
第二十一条	前条第二項の医療	第二十四条の二十第一項に規定する障害

第二十七条の十三 法第二十四条の二十第二項第一号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「障害児入所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零

② (略)

第二十七条の十四 法第二十四条の二十二の政令で定める給付は、第二十五条の十四の表の上欄に掲げるものとし、法第二十四条の二十二の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

第二十七条の十八 指定障害児相談支援事業者に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 第二十二條の五第五号から第八号まで、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号に掲げる法律
- 二 第二十五條の十二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる法律

第二十八条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事は、法第二十五条の八第三号に規定する保育の実施等又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の保育の実施等若しくは措置に変更する場合には、現にその保護に当たっている児童福祉施設の長又は同項に規定する指定発達支援医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十一条第

第二十七条の十八 指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）に係る法第二十四条の三十六第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 三 生活保護法
- 四 社会福祉法
- 五 知的障害者福祉法
- 六 老人福祉法
- 七 社会福祉士及び介護福祉士法
- 八 介護保険法
- 九 精神保健福祉士法
- 十 発達障害者支援法
- 十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 十二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十八条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事は、法第二十五条の八第三号に規定する保育の実施等又は法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の保育の実施等若しくは措置に変更する場合には、現にその保護に当たっている児童福祉施設の長又は法第二十七条第二項に規定する指定医療機関の長の意見を参考としなければならない。法第三十

一 項から第三項までに規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

(削る)

一 (略)

二 法第五十条第五号の二に掲げる費用については、小児慢性特定疾病医療費の支給に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)

三 法第五十条第五号の三に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)

四 法第五十条第六号、第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用(第六号及び第七号の規定による費用を除く。))については、厚生労働大臣が児童福祉施設の種類、入所定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設の職員の給与費、入所者の日常生活費その他の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大

一条第一項から第三項までに規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達するまで、又はその者が社会生活に順応することができようになるまで、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採る場合においても、同様とする。

第四十二条 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 削除

二 (略)

(新設)

(新設)

三 法第五十条第六号、第六号の三若しくは第七号又は第五十一条第三号若しくは第五号に掲げる費用(第四号及び第五号の規定による費用を除く。))については、厚生労働大臣が児童福祉施設の種類、入所定員、所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した児童福祉施設の職員の給与費、入所者の日常生活費その他の経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大

臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

五〇十一 (略)

第四十二条の二 (略)

② 私立認定保育所に係る前条第四号の規定の適用については、同号中「又は第五十一条第三号若しくは第五号」とあるのは、「第五十一条第三号若しくは第五号又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号」と、「があるときは、」とあるのは「があるときはは、就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料を除き、」と、「又は第三項の規定による徴収金の額」とあるのは「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号に規定する保育料額」とする。

第四十四条 削除

臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項又は第三項の規定による徴収金の額を控除した額

三〇二〇九 (略)

第四十二条の二 (略)

② 私立認定保育所に係る前条第三号の規定の適用については、同号中「又は第五十一条第三号若しくは第五号」とあるのは、「第五十一条第三号若しくは第五号又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号」と、「があるときは、」とあるのは「があるときはは、就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料を除き、」と、「又は第三項の規定による徴収金の額」とあるのは「若しくは第三項の規定による徴収金の額又は就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号に規定する保育料額」とする。

第四十四条 法第五十三条の二の規定による法第五十条第五号の二に掲げる費用に対する国庫の補助は、各年度において、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第五項の規定による支払命令額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額について行ふ。

第四十五条の三 (略)

② (略)

③ 児童相談所設置市の市長は、第一項の規定により法第十九条の第二十一項(法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する

第四十五条の三 (略)

② (略)

③ 児童相談所設置市の市長は、第一項の規定により法第二十一条の第三十一項の規定による事務を管理し及び執行する場合には、同条

場合を含む。)の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、法第十九条の二十第三項(法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。)の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

④
⑨ (略)

第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。

④
⑨ (略)

改正案	現行
<p>（児童福祉に関する事務） 第七十四条の二十六（略）</p> <p>2 指定都市の市長は、前項の規定により児童福祉法第十九条の第二十一項（同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）の規定による事務を管理し及び執行する場合においては、同法第十九条の第二十三項（同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（児童福祉に関する事務）</p>	<p>（児童福祉に関する事務） 第七十四条の二十六（略）</p> <p>2 指定都市の市長は、前項の規定により児童福祉法第二十一条の第三十一項の規定による事務を管理し及び執行する場合には、同法第三項の意見の聴取に関し、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金と契約を締結するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（児童福祉に関する事務）</p>

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇二十（略）

二十一 児童福祉法第五十条の規定による費用（同条第二号の費用のうち児童委員に要する費用並びに同条第五号から第五号の三までの費用を除く。）の支弁に関する事務

二十二～二十六（略）

2・3（略）

第七百七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市（以下「中核市」という。）が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（次に掲げる事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（次に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

一〇二十（略）

二十一 児童福祉法第五十条の規定による費用（同条第二号の費用のうち児童委員に要する費用並びに同条第五号及び第五号の二の費用を除く。）の支弁に関する事務

二十二～二十六（略）

2・3（略）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、
 第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十
 一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関
 係）

別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、
 第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十
 一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関
 係）

(一) ～ (五)	(六)	イ・ロ（略） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、 老人福祉センター、老人介護支援センター、有料 老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居 させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保 育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情 緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童 家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障 害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入 所させるものを除く。）、地域活動支援センター 、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若し くは第五項に規定する老人デイサービス事業若し くは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児 童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六 条の二の二第二項若しくは第四項に規定する児童 発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施
-----------------	-----	--

(一) ～ (五)	(六)	イ・ロ（略） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、 老人福祉センター、老人介護支援センター、有料 老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居 させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保 育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情 緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童 家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障 害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入 所させるものを除く。）、地域活動支援センター 、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若し くは第五項に規定する老人デイサービス事業若し くは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児 童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六 条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達 支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（
-----------------	-----	--

(七) ～ (二十)	<p>設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 (略)</p>
(七) ～ (二十)	<p>児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（医療に関する審査機関）</p> <p>第一条 母子保健法（以下「法」という。）<u>第二十条第七項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二十</u><u>第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。</u></p>	<p>（医療に関する審査機関）</p> <p>第一条 母子保健法（以下「法」という。）<u>第二十条第七項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の三</u><u>第三項に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。</u></p>

改正案	現行
<p>（療養、医療等の範囲）</p> <p>第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八</p> <p>九 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に係る医療、療育の給付に係る医療並びに肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の支給に係る医療並びに同法第二十二条第一項（助産の実施）の規定による助産の実施、同法第二十七条第一項第三号（都道府県のとるべき措置）に規定する措置、同条第二項に規定する指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三条（児童の一時保護）に規定する一時保護に係る医療</p> <p>十 二十四（略）</p> <p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）</p> <p>第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法第二十七条第二項（都道府県のとるべき措置）の規定に基づき同項に規定する指定発達支援医療機関が行う同項に規定する治療等</p>	<p>（療養、医療等の範囲）</p> <p>第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八</p> <p>九 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給に係る医療、療育の給付に係る医療並びに肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の支給に係る医療並びに同法第二十二条第一項（助産の実施）の規定による助産の実施、同法第二十七条第一項第三号（都道府県のとるべき措置）に規定する措置、同条第二項に規定する指定医療機関への委託措置又は同法第三十三条（児童の一時保護）に規定する一時保護に係る医療</p> <p>十 二十四（略）</p> <p>（社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲）</p> <p>第十四条の三 法別表第一第七号ハに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法第二十七条第二項（都道府県のとるべき措置）の規定に基づき同項に規定する指定医療機関が行う同項に規定する治療等</p>

三
七
(略)

三
七
(略)

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令
 (平成八年政令第十八号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(支援給付に係るその他の法令の適用) 第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～十三 (略) 十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) <u>第二十二條</u> <u>第一項、第二十四條、第二十五條の二、第二十五條の十三第一項、第二十七條の二及び第二十七條の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。</u> 十五～二十四 (略)</p>	<p>(支援給付に係るその他の法令の適用) 第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。 一～十三 (略) 十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) <u>第二十四條</u> <u>、第二十五條の二、第二十五條の十三第一項、第二十七條の二及び第二十七條の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。</u> 十五～二十四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六条の二の二</u>第一項に規定する障害児通所支援事業（保育所等訪問支援を行う事業を除く。）の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定する障害児入所施設の修繕に関する事業</p> <p>ロ 三 （略）</p> <p>五 八 （略）</p>	<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六条の二第一</u>項に規定する障害児通所支援事業（保育所等訪問支援を行う事業を除く。）の用に供する施設及び同法第七条第一項に規定する障害児入所施設の修繕に関する事業</p> <p>ロ 三 （略）</p> <p>五 八 （略）</p>

○ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>二〇八（略）</p>	<p>（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）</p> <p>第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六条の二第一項</u>に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同条第六項に規定する障害児相談支援事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第九項に規定する家庭的保育事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター</p> <p>二〇八（略）</p>

改正案	現行
<p>（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）</p> <p>第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額</p> <p>五（略）</p>	<p>（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）</p> <p>第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者（同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。）が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額</p> <p>五（略）</p>

2 (略)

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、特定保護者負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

4 5 6 (略)

2 (略)

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、特定保護者負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

4 5 6 (略)

○ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p>第一条 児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条</p>	<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p>第一条 児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第二</p>

第二号中「指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第三号口中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

254 (略)

号中「指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第三号口中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第四号中「指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額とする。

254 (略)

○ 消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一(六)項ロ及びハを次のように改める。</p> <p>（略）</p> <p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) (3) （略）</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) （略）</p>	<p>消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第一(六)項ロ及びハを次のように改める。</p> <p>（略）</p> <p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) (3) （略）</p> <p>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) （略）</p>

改正案		現行	
<p>附則 （保育料の徴収に係る技術的読替え）</p> <p>第五条 法附則第六条第四項の規定により市町村の長が保育料を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
<p>児童福祉法 第五十六条 第八項</p>	<p>保育所又は幼保連携型 認定こども園の</p>	<p>保育所（第一号に掲げる乳 児又は幼児については、都 道府県又は市町村が設置す るものに限る。以下この項 において同じ。）又は幼保 連携型認定こども園の</p>	<p>児童福祉法 第五十六条 第十一项</p>
<p>児童手当法 第二十一条 第一項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>児童手当法 第二十一条 第一項</p>
<p>児童手当法 第二十一条 第二項</p>	<p>児童福祉法第五十六条 第八項各号又は第九項 各号</p>	<p>子ども・子育て支援法施行 令（平成二十六年政令第二 百十三号）附則第五条の規 定により読み替えられた児 童福祉法第五十六条第八項 各号又は児童福祉法第五十</p>	<p>児童手当法 第二十一条 第二項</p>
<p>児童福祉法 第五十六条 第八項</p>	<p>保育所又は幼保連携型 認定こども園の</p>	<p>保育所（第一号に掲げる乳 児又は幼児については、都 道府県又は市町村が設置す るものに限る。以下この項 において同じ。）又は幼保 連携型認定こども園の</p>	<p>児童福祉法 第五十六条 第十一项</p>
<p>児童手当法 第二十一条 第一項</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>児童手当法 第二十一条 第一項</p>
<p>児童手当法 第二十一条 第二項</p>	<p>児童福祉法第五十六条 第十一项各号又は第十 二項各号</p>	<p>子ども・子育て支援法施行 令（平成二十六年政令第二 百十三号）附則第五条の規 定により読み替えられた児 童福祉法第五十六条第十一 項各号又は児童福祉法第五</p>	<p>児童手当法 第二十一条 第二項</p>

児童手当法 第二十二條 第一項	第五十六條第三項	六條第九項各号 第五十六條第三項若しくは 子ども・子育て支援法附則 第六條第四項
同條第八項若しくは第九項	子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第八項若しくは児童福祉法第五十六條第九項	子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第八項若しくは児童福祉法第五十六條第九項
支払うべき扶養義務者	支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この項において同じ。）	支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この項において同じ。）
同條第三項	同條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項	同條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項

児童手当法 第二十二條 第一項	第五十六條第三項	十六條第十二項各号 第五十六條第三項若しくは 子ども・子育て支援法附則 第六條第四項
同條第十一項若しくは第十二項	子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第十一項若しくは児童福祉法第五十六條第十二項	子ども・子育て支援法施行令附則第五條の規定により読み替えられた児童福祉法第五十六條第十一項若しくは児童福祉法第五十六條第十二項
支払うべき扶養義務者	支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この項において同じ。）	支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者及び扶養義務者を含む。以下この項において同じ。）
同條第三項	同條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項	同條第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六條第四項

○ 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第一条の三を削る。</p> <p>第四条を次のように改める。</p> <p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>第二十二條の五第十五号中「（平成十二年法律第八十二号）」を削り、同条第十七号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）」を「認定こども園法」に改め、同条第二十号を同条第二十一号とし、同条第十九号を同条第二十号とし、同号の前に次の一号を加える。</p> <p>十九 子ども・子育て支援法</p> <p>第二十四條第三号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「就学前保育等推進法」という。）第七條第一項」を「認定こども園法第二條第六項」に改める。</p> <p>第二十五條の七第一項第二号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。</p>	<p>第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第一条の二を削る。</p> <p>第四条を次のように改める。</p> <p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十四條第三号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七條第一項」を「認定こども園法第二條第六項」に改める。</p> <p>第二十五條の七第一項中「法第二十一條の五の十五第二項第五号」を「指定障害児通所支援事業者（法第二十一條の五の三に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。次項及び第二十五條の十二において</p>

第二十五条の七第二項第二号中「(第十四号、第十五号及び第十七号を除く。)」を削る。

(削る)

同じ。)(医療型児童発達支援を提供するものを除く。)、指定障害児入所施設(法第二十四条の二第二項に規定する指定障害児入所施設をいう。第二十七条の十一において同じ。)、又は指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。第二十七条の十八において同じ。)に係る法第二十一条の五の十五第二項第五号」に改め、「第二十四条の九第二項」の下に「(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)」を、「第二十四条の二十八第二項」の下に「(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「労働に関する法律の規定であつて」を削り、「もの」を「法律の規定」に改める。

十二 認定こども園法

第二十五条の七第一項第八号の次に次の二号を加える。

九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

十 児童虐待の防止等に関する法律

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

十四 子ども・子育て支援法

第二十五条の七第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項に次の一号を加える。

八 前項各号に掲げる法律

第二十五条の八中「第二十四条の九第二項」の下に「(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)」を、「第二十四条の二十八第二項」の下に「(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「労働に関する法律の規定であつて」を削り、「もの」を「法律の規定」に改める。

第二十五条の十二第二項第四号中「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第二十五条の十二第二項第二号中「(第十四号、第十五号及び第十七号を除く。)」を削る。

第二十七条の十一第一項第一号中「第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

第二十七条の十一第二項第二号中「(第十四号、第十五号及び第十七号を除く。)」を削る。

第二十五条の十二第一項中「指定障害児通所支援事業者」の下に「(医療型児童発達支援を提供するものを除く。)」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)
- 二 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)
- 三 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

第二十五条の十二第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
- 二 第二十五条の七第一項各号及び第二項各号(第八号を除く。)
に掲げる法律
- 三 前項各号(第三号を除く。)
に掲げる法律

(略)

第二十七条の十一第一項中「指定障害児入所施設」の下に「(障害児入所医療(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。))を提供するものを除く。)」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律
- 二 第二十五条の十二第一項各号(第三号を除く。)
に掲げる法律
- 三 第二十七条の十一第二項中「前項に掲げるもののほか、」及び「(法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。)」を削り、同項各号を次のように改める。

- 一 健康保険法
- 二 第二十五条の七第一項各号及び第二項各号(第八号を除く。)
に掲げる法律

第二十七条の十八第一号中「、第十一号から第十三号まで、第十六号及び第十八号」を「及び第十一号から第十九号まで」に改める。

(略)

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号口の政令で定める法律は、第二十二條の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号までに掲げる法律とする。

第三十五条の次に次の四條を加える。

第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十二條の六各号に掲げる規定とする。

(略)

第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 五

六 第二十二條の五第八号、第十七号及び第十九号に掲げる法律

第三十六條の次に次の二條を加える。

第三十六條の二 法第三十五条第五項第四号口の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第二十二條の五第七号、第八号及び第十二号から第十九号までに掲げる法律

三 第二十五条の十二第一項各号(第三号を除く。)に掲げる法律
第二十七条の十八中「(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)」を削り、同条各号を次のように改める。

一 第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

二 第二十五条の十二第一項各号(第三号を除く。)に掲げる法律
(略)

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 法第三十四条の十五第三項第四号口の政令で定める法律は、第二十五条の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。)に掲げる法律とする。

第三十五条の次に次の四條を加える。

第三十五条の二 法第三十四条の十五第三項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。

(略)

第三十五条の五 法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 第二十五条の七第一項第四号、第十二号及び第十四号に掲げる法律

第三十六條の次に次の二條を加える。

第三十六條の二 法第三十五条第五項第四号口の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 第二十五条の七第一項各号(第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。)に掲げる法律

第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十二條の六各号に掲げる規定とする。

(略)

第四十二條第四号中「第六号の三」を「第六号の二」に改め、「児童福祉施設」の下に「又は家庭的保育事業等」を、「入所定員」の下に「又は利用定員」を、「入所者」の下に「又は利用者」を加え、同条第五号中「第五十條第六号の四」を「第五十條第六号の三」に改める。

(略)

附則

第二條 (略)

2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四条第六号若しくは第七号、第二十五條の七第一項第二号（同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。）、第二十七條の十一第一項第一号（同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。）、第二十七條の十八第一号（同令第二十二條の五第十四号、第十五号又は第十七号に係る部分に限る。）又は第三十五條の五第六号（同令第二十二條の五第十七号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた音又は施行日以後にこれらの規定に

第三十六条の三 法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十五條の八各号に掲げる規定とする。

(略)

第四十二條第三号中「第六号の三」を「第六号の二」に改め、「児童福祉施設」の下に「又は家庭的保育事業等」を、「入所定員」の下に「又は利用定員」を、「入所者」の下に「又は利用者」を加え、同条第三号の二中「第五十條第六号の四」を「第五十條第六号の三」に改める。

(略)

附則

第二條 (略)

2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四条第六号若しくは第七号、第二十五條の七第一項第九号、第十号若しくは第十二号若しくは第二項第八号（同条第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十五條の十二第一項第三号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十七條の十一第一項第一号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）若しくは第二項第二号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）、第二十七條の十八第一号（同令第二十五條の七第一項第九号、第十号又は第十二号に係る部分に限る。）又は第三十五條の五第六号（同令第二十五條の七第一項第十二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた音又は施行日以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する

規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。